

# USPTO における早期審理試行プログラム (Fast-Track Appeals Pilot Program)

筆者：マイケル・アダムズ (Michael J. Adams, Ph.D.)

2020年の夏、米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office, “USPTO”) は、特許審判部 (PTAB) による査定系審判 (*ex parte* appeal) における新しい早期審理試行プログラム (Fast-Track Appeals Pilot Program) を開始しました。このプログラムは、申請の受理日から6か月以内に審決に至ることを目標としています。この新たな試行プログラムの1年目が終わり、その統計結果が出ました！試行プログラムを適用しない審判の審理期間が13～14か月であるのに対し、試行プログラムの適用を申請した審判の受理日から審決が出るまでの審理期間が平均2.2か月でした。この結果は予想を超えたものだったので、当該試行プログラムは延長されることとなり、少なくとも2022年7月2日まで実施されることになりました。

当該プログラムの1年目において、USPTOは、4,000件以上の審判を受理しており、当該試行プログラムの上限として500件を設けました。この四半期において、当該試行プログラムの申請数の上限は、117件と設けられていますが、今のところ、請願数が9件だけです。この新しいプログラムの適用を申請可能な枠がまだ多くあります。

早期審理試行プログラムに関するより詳しい情報は、以下のリンクをご参照ください。

[記事]

<https://www.uspto.gov/patents/ptab/fast-track-appeals-pilot-program>

[連邦官報原文]

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-07-02/pdf/2020-14244.pdf>

[USPTO 審判に関する統計データ]

[https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/appeal\\_and\\_interferenc\\_statistics\\_june\\_2021.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/appeal_and_interferenc_statistics_june_2021.pdf)